

第 1 4 号議案

亀岡市下水道事業の設置等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

亀岡市下水道事業の設置等に関する条例（昭和 5 5 年亀岡市条例
第 9 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市下水道事業の設置等に関する条例 の一部を改正する条例

亀岡市下水道事業の設置等に関する条例（昭和 5 5 年亀岡市条例
第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「7 6 , 9 0 0 人」を「7 4 , 3 0 0 人」に改め、
同条第 4 項中「1 , 4 3 9 ヘクタール」を「1 , 4 5 4 ヘクタール」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市下水道事業の設置等に関する条例
の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市公共下水道事業計画変更認可により、さらに汚水整備を推進するに当たり、排水人口及び排水面積を次のとおり改正すること。
 - (1) 排水人口を汚水 7 4 , 3 0 0 人（現行 7 6 , 9 0 0 人）に改めること。
 - (2) 排水面積を汚水 1 , 4 5 4 ヘクタール（現行 1 , 4 3 9 ヘクタール）に改めること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。